［略］	
合　計	四、六八七人

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区　分	期　間	定　員
本　省	令和三年九月三十日までの間	四、五三二人

［同上］	
合　計	四、七八五人

○総務省令第九十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第二項において準用する同条第一項及び第四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）	（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。	2　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者	五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者
（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）	（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）
第十九条　［略］	**第十九条**　［同上］
2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。	2　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者	五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者